# (第2回) 最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 6年11月12日
契約業者名	世紀東急工業(株)北関東支店
契約業者の住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目1番地1
工事の名称	R 5 国道 4 号東埼玉道路松伏地区改良その 1 1 工事(第 2 回変 更)
工事場所	埼玉県北葛飾郡松伏町上赤岩地先
工事種別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容に ついて記述する)	道路土工 一式   地盤改良工 一式   法面工 一式   舗装工 一式   糠壁工 一式   排水構造物工 一式   精石工 一式   情報ボックス工 一式   構造物撤去工 一式   仮設工 一式
工期(自)	令和 6年 4月 1日
工期(至)	令和 7年 2月28日
契約前の変更金 額	¥181, 182, 000
変更金額	增 ¥47,740,000
変更後の契約金 額	¥229, 922, 000
変 更 理 由	1. 道路土工 現地調査の結果、隣接工区工事との施工の取り合いを見直す 必要性が生じたため、掘削工、路体(築堤)盛土工、路床盛土 工、法面整形工を増工する。 2. 地盤改良工 地質調査の結果、使用する固化剤の種類・数量を見直す必要 が生じたため、路床安定処理工、固結工を増工する。

### 3. 法面工

現地調査の結果、設計通りの施工が出来ないため、路側防草工を減工する。

# 4. 舗装工

受注者と協議の結果、舗装工においてICTを活用することとなったため、アスファルト舗装工(本線)、アスファルト舗装工(側道部)、アスファルト舗装工(取付道路)、減工し、アスファルト舗装工(ICT)(本線)、アスファルト舗装工(側道部)、アスファルト舗装工(取付道路)を追加する。

#### 5. 擁壁工

現地調査の結果、基礎地盤を見直す必要が生じたため、地盤改良から砕石置換に変更する。

# 6. 排水構造物工

現地調査の結果、隣接工区工事との施工の取り合いを見直す 必要性が生じたため作業土工、側溝工、横断函渠工、函渠工、集 水枡・マンホール工、運搬処理工を増工する。

#### 7. 縁石工

現地調査の結果、隣接工区工事との施工の取り合いを見直す必要性が生じたため、 縁石工、情報ボックス工、管路工(管路

#### 8. 情報ボックス工

現地調査の結果、隣接工区工事との施工の取り合いを見直す 必要性が生じたため作業土工、管路工(管路部)、ハンドホール工を増

## 9. 構造物撤去工

現地踏査の結果、現地状況の相違があったため、構造物取壊し工、運搬処理工を減工する。

#### 10. 仮設工

現地調査の結果、隣接工事との調整により、交通誘導員の配置が不要となったため、交通管理工を減工する。

#### 11. 共通仮設費

上記増工に伴い、運搬費を増工する。

受注者と協議の結果、舗装工においてICTを活用することとなったため、技術管理費を増工する。

# 12. 工期

工期は、上記増工に伴い、99日延長し、令和7年2月28日までとする。